

豊かな心の育成

上益城教育事務所では、「いじめ・不登校対策の徹底」の重点取組事項として「児童生徒一人一人のリスク管理」に取り組んでいただいています。リスク管理のポイントは、「多方面からの情報収集と全職員での情報共有」です。喫緊の課題である、いじめ・不登校対策の更なる充実のために、1 効果的な教育相談、2 いじめの認知と早期対応、3 不登校の未然防止と早期対応の3点について、学校総体の取り組みをお願いします。

1 効果的な教育相談

情報収集の中心である教育相談の在り方について、ポイントは、以下のとおりです。

アンケート結果を踏まえ、全員を対象とした個人面談を行う。
 児童生徒の声に耳を傾け、教師が、真剣に受け止める気持ちがあることを伝える機会や場となるよう配慮する。
 何か困っていることや聞いてほしいことがないか悩みごとを中心に、最近の様子を聞く。
 最近のクラスの様子などに話を広げる。特にいじめ等の情報が得られなくても、よい雰囲気でも面談を終える。
 この先も話したくなったらいつでも相談に来てよいこと、相手は学級担任等に限られないこと、電話相談などの方法もあることを伝える。
 大人に相談すればよい結果が得られるかもしれないという気持ちにさせる。

【「生徒指導リーフ Leaf20」(国立教育政策研究所)】

これより、いじめの「早期発見」や抑止効果につなぐことができます。

2 いじめの認知と早期対応

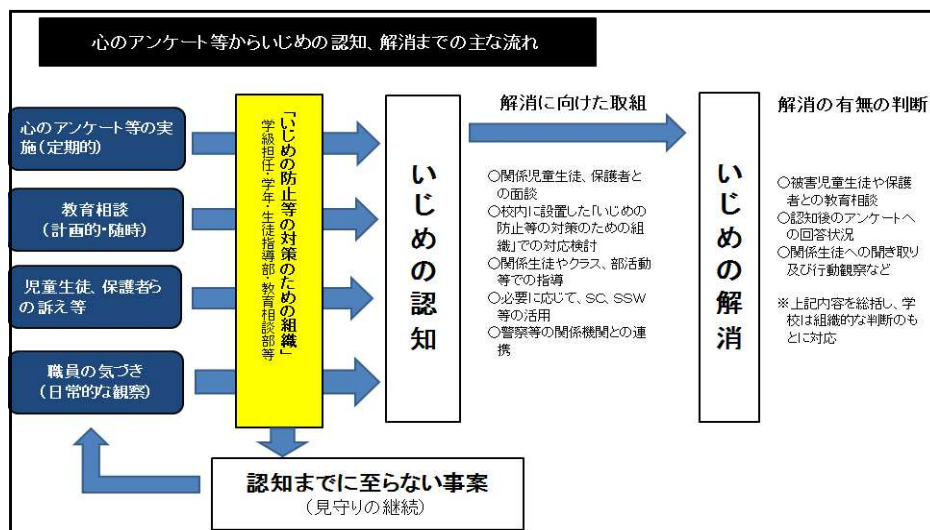
いじめの認知に関する考え方 (文部科学省 平成28年3月)

(1) いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

いじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えられます。

つまり、いじめの認知件数が多い学校は、教職員の目が行き届いていることのあかしであるとも考えられます。正確に認知し、丁寧に対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していることも危惧されます。いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し(件数は増える)、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えていくことが大切です。



(2) 組織で認知し対応することが重要～ ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。

重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。いじめか否かを発見者の個人的な判断に委ねることなく、「組織」で行うこと。いじめについては、教師個人で判断したり対応したりするのではなく、学校が組織として判断・対応すべきものであることを強く認識してください。

3 不登校の未然防止と早期対応

【「生徒指導リーフ増刊号 Leaves1」（国立教育政策研究所）より

未然防止においては、すべての児童生徒を対象に学校を対象にした「魅力的な学校づくり」の取組が重要です。中でも「居場所づくり」、「絆づくり」が重要です。

「居場所づくり」とは、文字どおり、学級や学年、学校を児童生徒の居場所になるようにしていくことです。様々な危険から子供を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要です。そのためには、授業改善、授業の見直しから始めていくことが必要になります。

また、授業中は正しい姿勢を保つことに慣れさせておくことも大切です。そうでないと、「分かる授業」を行っていても集中力が途切れて「分かるなくなる」こともありえます。忘れ物をさせない指導なども、同じです。単に「居心地よくしてあげる」ということではなく、「子どもが困らないようにする」ための場所づくりと考える必要があります。

「絆づくり」とは、子ども自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることです。子ども同士と一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが「絆」であり「自己有用感」ですから、「絆づくり」を行うのはあくまでも子ども（同士）です。そのための「場づくり」は必要です。すべての子どもの「絆づくり」を促すためには、教師の働きかけが不可欠ですし、組織的・計画的な働きかけが必要です。一言で言うなら、すべての児童生徒が活躍できる場を準備することです。

こうした視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直していくことができれば、いたずらにトラブルが起きることも、それがいじめへとエスカレートすることもなくなっていきます。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感を持った子どもなら、いたずらにいじめの加害に向かうことは無いはずだからです。すなわち、『規律』、『学力』、『自己有用感』がキーワードになります。

早期対応においては、欠席3日目からの組織的対応として、「愛の1・2・3運動+1（プラスワン）の実施」と「10日目までにSC・SSW等の活用」をお願いしています。同時に、不登校対策委員会の開催、

当該児童生徒の記録を綴る、個別指導記録の作成、対応チーム編成、チームによる家庭訪問実施が必要です。詳しくは、上の「欠席日数別不登校対応のフロー図」を御覧ください。

